

参加表明書に関する質問への回答

No.	頁	質問箇所 (募集要項の条項)	タイトル	質問内容	回答
1	3	2(3)⑫	支払い条件	設計業務費が2億円未満の場合、前金払ですべて支払い可能との理解でよろしいでしょうか。	要項3ページでは、和泉市建設工事前金払取扱規則の一般的な取扱いを記載していますが、本件は、デザインビルドの特性を生かすため新庁舎整備における設計と施工は一つの契約となりますので、一の契約において、上限2億円とした前払金が支払可能なものです。なお、詳細は和泉市建設工事前金払取扱規則に基づきます。
2	3	2(3)⑫	契約方法	「平成30年度末に停止条件付契約を締結する。」とありますが、停止条件の内容をご教授ください。	要項20ページ9(1)③④に記載のとおり。
3	4	2(4)①	貸出資料	意図伝達図面にて、S015～S018が見当たりませんので、ありましたら開示をお願いいたします。	提供します。
4	4	2(4)①	貸出資料	交差点工事に関係する図面が1枚のみとなっております。もう少し詳細(協議書など)を開示していただけないでしょうか。	本プロポーザルにおいては、現状提供した図面で判断願います。
5	4	2(4)①	貸出資料	立体駐車場図面(基礎を含めた図面)を開示していただけないでしょうか。	参考図を提供します。ただし、基礎については適宜想定願います。
6	8	4(1)	市内業者の参加 資格要件	市内業者が施工業務の一部を行うため企業体に参画する場合、当該市内業者は4(3)②「施工業務を行う者の参加資格要件」を満たしている必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
7	8	4(1)	市内業者の対象 業務	設計業務を行う市内業者が企業体に参画することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	設計の参加資格要件をすべて満たす市内の設計事務所であれば企業体に参画することは可能です。また、参加資格要件をすべて満たす設計事務所の協力会社として一部の業務を行うことも可能です。

8	8	4(1)	市内業者との企業体組成	施工業務の一部を行う市内業者と企業体を組成した場合、当該市内業者の企業体持分額(全体工事費のうち、当該市内業者のJV比率分の工事費)が評価要領 P.3 における「市内の建設業者の活用金額」としてカウントしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
9	8	4(1)	市内業者との企業体組成	構成員に市内業者が参画する場合、市内業者の最低出資比率の規定がありましたら、ご教示ください。	特にありません。
10	8	4(1)	市内業者との企業体組成	構成員に市内業者が参画する場合、構成員の参加資格要件がありましたら、ご教示ください。	要項8 ページに記載のとおり。
11	8	4(1)	市内業者との企業体組成	構成員に市内業者が参画する場合、共同企業体の名称は、○(建設 JV スポンサー)・△△(建設 JV サブ)・◎◎(設計企業) 特定建設工事共同企業体となるのでしょうか?また、様式 1-9 についても、全社で協定書を締結するのでしょうか。	共同企業体の名称は参考としてお示ししているもので任意で設定願います。3 社以上の共同企業体となる場合は、参加表明時点の様式 1-9 は全社によるもの、又は企業体代表者が各社と締結したもののいずれも可とします。
12	8	4(1)	市内業者との企業体組成	市内業者が企業体に参画する場合、市内建設業者の出資比率は、市内業者の活用金額の割合として、評価していただけるのでしょうか。	No.8 の回答と同じ。
13	8	4(1)	市内業者との企業体組成	市内業者が企業体に参画した場合、下請けに市内業者を活用すると重複加算となり認められないとなるのでしょうか。	<p>企業体の出資割合（金額による構成の場合も出資割合に換算したもの）のうち、市内業者が負担する部分を重複加算の対象とします。よって、9（代表者）：1（市内）の出資割合の場合、下請け発注金額に 9/10 を乗じた金額は市内活用金額として加算可能となります。</p> <p>ただし、乙型共同企業体（分担施工方式）の場合は、市内業者が受け持つ施工部分の下請けはすべて重複加算となり、それ以外の施工部分は、下請けでの重複を除き加算可能となります。</p> <p>なお、市内業者数は、乙型共同企業体の市内業者が</p>

					受け持つ施工部分の下請けを除き、加算可能（下請けでの重複は除く）となります。
14	8	4(2)③	参加資格要件	和泉市における平成 30・31 年度入札参加資格申請時の受付表を提出すればよいですか。	貴見のとおり。
15	8	4(2)④	参加資格要件	単独企業、又は企業体を構成する企業が法令違反等に伴って営業停止処分等を受けた場合であっても、当該企業は参加資格を喪失することはないとの理解でよろしいでしょうか。	基準日以前に処分を受けたものであっても、基準日において4(2)④の要件を満足している場合は支障ありません。なお、基準日から優先交渉権者等の公表までの間に、4(2)④の要件を満足しなくなった場合は、参加資格は喪失します。
16	9 10 11	4(3)①、②	技術者従事実績	技術者の従事実績を証明する資料については、工事実績情報サービス(CORINS)登録の写し、又は会社代表者押印の従事経歴書を提出すればよいですか。	一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ・テクリスの登録情報の他、建築計画概要書、建築士法による重要事項説明書、国又は地方公共団体への配置技術者届け等の公的資料の写しとしてください。ただし、施工業務のうち、建築担当主任技術者については、会社代表者押印の従事経歴書及び施工図(技術者の押印があるもの)の写しによることができます。
17	10	4(3)②イ	技術者従事実績	技術者従事実績については、②-イに該当する建物は完成・引渡しが完了しており、配置予定技術者が建物完了引渡し時迄の期間従事していれば、技術者実績とみなしてよいですか。	貴見のとおり。ただし、工事着手から竣工までの概ねの期間、当該工事に従事していることを前提としています。
18	10	4(3)②イ	施工業務の参加資格要件	「国又は地方公共団体」には独立行政法人(87 法人)も含まれていると考えてよいですか。	貴見のとおり。
19	9	4(3)	管理技術者及び監理技術者	管理技術者と監理技術者について、評価要領 P.4 で「庁舎(類似の公共施設を含む。以下同じ。)」の業務従事経験が評価対象となっていますが、「類似の公共施設」とは平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号、第八号、第十号又は第十二号の施設を指すとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。

20	9	4(3)	配置技術者全般	配置技術者は複数名を候補として提案してもよろしいでしょうか。	支障ありませんが、全員が各技術者に求める資格要件を満足する必要があります。また、評価対象となる技術者においては、複数名のうち最も評価が低い技術者で採点されます。
21	9	4(3)①	様式 1-7	要件について、①設計業務に関わる技術者については、管理技術者・建築担当主任技術者：①のエの a(ア)(イ)(ウ)を満たす条件、構造担当主任技術者：①のエの b(ア)(イ)を満たす要件、電気設備担当主任技術者：①のエの c(ア)(イ)を満たす要件、機械設備担当主任技術者：①のエの d(ア)(イ)を満たす条件、という解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
22	9.10	4(3)	業務別の参加資格要件(雇用関係)	各配置技術者の雇用関係があることとありますが、協力会社の技術者を配置する場合も雇用の証明は必要でしょうか。	協力会社の技術者については雇用の証明は不要ですが、構造担当、電気設備担当、機械電気設備担当はこれまでの協力実績を有することを証する書類を提出してください。
23	10	4(3)②エ a	監理技術者について	配置する監理技術者が過去 10 年間に「現場代理人」として庁舎(類似の公共施設を含む。)の施工に従事していた場合でも、評価要領 P.4 における監理技術者の評価点 1 点を加点して頂けないでしょうか。	評価要領は変更できません。
24	10	4(3)②エ c, d	施工業務における配置技術者	電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は同一人物が兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	それぞれ配置する必要があります。
25	10	4(3)②	様式 1-7	要件について、②施工業務に関わる技術者については、監理技術者：②のエの a(ア)(イ)(ウ)を満たす要件、建築担当主任技術者：②のエの b(ア)(イ)(ウ)(エ)を満たす要件、電気担当主任技術者：②の c を満たす要件、機械担当主任技術者：②の d を満たす要件、という解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
26	15	4(4)①イ(ア)	様式	(様式 2-9)とありますが、様式 1-9 でしょうか。	貴見のとおり。お詫びして訂正します。
27	15	4(4)①イ(イ)	協定書(案)	協定書(案)第 8 条における分担工事額について、代表者が設計業務を担当する場合は記載不要との理解でよろしいでし	貴見のとおり。

				ようか。	
28	15	4(4)①イ(イ)	金額について	「～大きな差異を生じないこと。」とありますが、分担工事額の比率については、大きな差異が生じることはないように思いますが、価格については、参加表明書提出時点においては見積前のため、大きな差異を生じさせないことは難しいと考えます。大きな差異とは、どの程度を指すのでしょうか。	参加表明提出時点の金額設定から、価格提案書の提出において金額に変更が生じても、当該理由(見積もりを精査し、工事額が増減した等)を明確に説明できるものは大きな差異とは取り扱いません。
29	19	8(3)	実績確認について	技術者要件を満たす技術者の従事を証明するものとして、主任技術者として従事した実績ではありますが、実績案件で、発注者側に主任技術者の概念がなく、管理技術者のみ設定があり、その他は(意匠・構造・電気・機械とも)担当者として届けております。市町村によっては、同様のケースが有ると思われまますので、主任技術者同等と扱って頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	参加資格要件では、主任技術者等としての実績要件を求めています。評価の対象となる管理技術者、監理技術者の実績として認められる主任技術者は、No16の公的資料により証明可能のものに限ります。
30		様式集(参加表明関係)	JV比率	特定建設工事共同企業体協定書について、JV比率の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
31		様式1-5	設計業務資格実績等調書②	②庁舎(延べ床面積 5,000 m ² 以上)の実施設計の実績と記載がありますが、募集要項の参加資格要件には「延べ面積 5,000 m ² 以上の施設(平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号、第八号、第十号又は第一二号の施設に限る。)の建築に関する実施設計業務を完了した実績を有すること」とあります。募集要項を正としてよいですか。	貴見のとおり。お詫びして訂正します。
32		様式1-7	技術者資格要件確認書①②	「募集要項 4 の(3)の各条項に示す要件」部分の「オ、カ、キ、ク」は「a、b、c、d」が正でよいですか。	貴見のとおり。お詫びして訂正します。
33		VE提案要領	VE提案の提出	2ページ 5 VE提案の提出において、一つの項目で500万円を下回るものは一切受け付けないとの理解でよろしいでしょうか。	1件500万円未満のVE提案は、2/12までに提出するVE提案としては受け付けられませんが、基本設計の水準が維持できるものであれば技術提案において、技術提案様式2-15に盛り込み、反映した価格提案を行うことは支障ありません。

34		VE 提案要領	VE 提案の提出	VE 提案項目については、P.2「7. 採択できない VE 提案の事例」と明記されていますが、費用対効果が見込まれる項目は提案してもよいですか。	事例の項目は原則として認められませんが、例えば外観に変更が生じるものであっても、著しく変わらない、又は基本設計を上回るものであれば、VE 提案が可能です。
35			その他	<p>以下の図面・資料をご提供いただけませんか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図面番号 S-15～18(カフェ棟・車庫兼倉庫棟) 構造図 2. 免震下部基礎・上部基礎の符号別リスト 3. 図面番号 S-014 の基礎梁符号毎の配筋・床・礎版・マット符号毎に配筋 4. 図面番号 S-005 で擁壁 FW300 の配筋 5. 1 階伏図以上のスラブ底の詳細(在来型枠又はフラットデッキなど) 6. デッキプレート詳細図 7. 雑詳細図 8. 各伏図毎の天端ヘル(基礎梁天端・床天端・鉄骨梁天端等) 9. 各部位(基礎・基礎梁・床等)の標準配筋図 10. 免震装置の仕様(総厚等) 資料 11. 鉄骨の継手の確認できる資料 12. 検討された地震波の資料 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提供します。 2. ～9. 及び 11. 適宜想定願います。 10. 基本設計書に記載の内容で判断願います。 12. 本プロポーザル期間においては提供できません。